# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年8月10日

【四半期会計期間】 第74期第2四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

 【会社名】
 岡部株式会社

 【英訳名】
 OKABE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣渡 眞

【本店の所在の場所】 東京都墨田区押上二丁目8番2号

【電話番号】 03(3624)5111

【事務連絡者氏名】取締役管理部統括部長細道 靖【最寄りの連絡場所】東京都墨田区押上二丁目8番2号

【電話番号】 03(3624)5111

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第73期 第 2 四半期連結 累計期間	第74期 第 2 四半期連結 累計期間	第73期
会計期間		自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
売上高	(千円)	30,355,983	28,857,687	63,190,466
経常利益	(千円)	2,007,483	2,115,269	5,780,395
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(千円)	1,164,791	1,278,560	7,861,814
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	196,178	2,815,924	7,218,852
純資産額	(千円)	47,793,851	53,622,768	51,404,774
総資産額	(千円)	79,526,299	85,687,912	81,919,339
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	22.86	25.66	155.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	60.1	62.6	62.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,703,509	2,021,916	5,703,622
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,850,285	90,135	3,797,020
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,395,515	611,250	711,742
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末)残高	(千円)	14,756,328	25,431,962	22,694,593

回次	第73期 第 2 四半期連結 会計期間	第74期 第 2 四半期連結 会計期間	
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.57	15.89	

- (注)1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものであります。

### (1)経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成29年1月1日~平成29年6月30日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの主な需要先であります建設業界におきましては、首都圏を中心とした大規模再開発等の工事が徐々に着工されたことなどにより、当第2四半期連結累計期間の着工床面積が前年を上回って推移しました。

このような経営環境のなか、当社グループは、創業100周年となる当連結会計年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画「NEXT100~Exciting Future~」を策定し、「次の100年(NEXT100)」の飛躍につながる基礎を構築するための取り組みを開始しました。

これらの事業環境や取り組みにより、建設関連製品事業の業績が堅調に推移したことに加え、当連結会計年度においては、昨年度に譲渡したホテル事業の売上高および営業損失が計上されていないことなどにより、当第2四半期連結累計期間における売上高は288億5千7百万円(前年同期比4.9%減)、営業利益は20億9千5百万円(前年同期比7.7%増)、経常利益は21億1千5百万円(前年同期比5.4%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は12億7千8百万円(前年同期比9.8%増)となりました。

セグメント別の業績はつぎのとおりであります。

### 建設関連製品事業

国内では、建設現場に対する提案型営業を継続的に実施したことや、都市土木における耐震改修需要を取り込んだことなどにより、構造機材製品・土木製品の販売が堅調に推移しました。また、北米においても建設資材の販売が堅調に推移した結果、売上高は239億2千5百万円(前年同期比5.2%増)となり、営業利益は17億2千1百万円(前年同期比7.2%増)となりました。

## 自動車関連製品事業

主に欧州におけるバッテリー端子の販売が堅調に推移した結果、現地通貨ベースでの売上高は前第2四半期連結累計期間を上回る水準を確保したものの、円高による為替換算レートの影響を受けたことなどにより、売上高は45億7千万円(前年同期比2.0%減)となり、営業利益は4億5千万円(前年同期比11.3%減)となりました。

### その他の事業

海洋事業において大型案件が第3四半期以降にずれ込んだことなどにより、売上高は3億6千万円(前年同期比30.7%減)となり、営業損益は7千5百万円の損失(前年同期は3千万円の営業損失)となりました。

(参考)前第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日~平成28年6月30日)におけるホテル事業の業績

売上高 : 24億2千2百万円 営業損失:1億3千6百万円

### (2)財政状態の分析

### 資産

流動資産は主に現金及び預金の増加により前連結会計年度末に比べ27億7千4百万円増加し、540億2千万円となりました。

固定資産は主に建設仮勘定の増加により前連結会計年度末に比べ 9 億 9 千 5 百万円増加し、316億 4 千 8 百万円となりました。

以上の結果、総資産は前連結会計年度末に比べ37億6千8百万円増加し、856億8千7百万円となりました。

### 負債

流動負債は主に仕入債務および短期借入金の増加により前連結会計年度末に比べ13億2千3百万円増加し、 188億9千7百万円となりました。

固定負債は主に繰延税金負債の増加により前連結会計年度末に比べ2億2千6百万円増加し、131億6千7百万円となりました。

以上の結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ15億5千万円増加し、320億6千5百万円となりました。

### 純資産

純資産合計は前連結会計年度末に比べ22億1千7百万円増加し、536億2千2百万円となりました。また、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.2ポイント減少し、62.6%となりました。

### (3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローに係る収入20億2千1百万円、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出9千万円、財務活動によるキャッシュ・フローに係る収入6億1千1百万円となったことなどにより、前連結会計年度末と比べ27億3千7百万円増加し、254億3千1百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因はつぎのとおりであります。 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにおける収入は、20億2千1百万円となりました(前年同期は37億3百万円の収入)。主な要因は、売上債権の減少額の減少によるものであります。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローにおける支出は、9千万円となりました(前年同期は18億5千万円の支出)。主な要因は、投資有価証券の売却による収入によるものであります。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローにおける収入は、6億1千1百万円となりました(前年同期は13億9千5百万円の支出)。主な要因は、借入金の収支の純増によるものであります。

## (4)事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および 新たに生じた重要な課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等 (会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)はつぎのとおりであります。

当社は、平成27年1月27日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口)のひとつとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を継続することを決議し、平成27年3月27日開催の第71期事業年度に係る定時株主総会の議案として上程し、株主の承認を得た上で発効いたしました。

### (1) 本プランに関する基本的な考え方

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

中期経営計画による取組み

当社は、企業価値および株主価値の向上をより具体的に実践するため中期経営計画を適宜策定しており、事業環境の変化を踏まえ、設備投資、人材育成、財務バランス等々に注意を払いつつ果敢に経営課題に挑戦しております。

平成29年度を初年度とする中期経営計画「NEXT100~Exciting Future~」においては、「次の100年 (NEXT100)」の飛躍につながる基礎を構築すべく、以下のとおり当社グループの「ビジョン」(将来像)を定め、その実現に向けて「3つの柱となる施策」ならびに「経営基盤強化」に取り組んでまいります。

### (1) 当社グループのビジョン(将来像)

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念を世界で実践するグローバル・メーカーを目指します。

技術力を背景として、建設資材分野では、仮設・型枠製品、構造機材製品、土木製品を中心として、特に、 構造機材製品の耐震・制震・免震関連に注力します。自動車部品分野では、バッテリー端子およびボルト・ ナット類を中心に拡大していきます。

ワクワク感が広がる組織風土のある会社を目指します。

## (2)3つの柱となる施策

コア事業への経営資源の集中

コア事業 (建設関連製品・自動車関連製品) へ経営資源を集中します。企業買収はこの領域で実現を図ります。

新製品開発強化

建設資材・自動車部品 (バッテリー端子等)・海洋の各事業において成長領域の製品開発に取り組みます。 グローバル展開推進

建設資材・自動車部品・海洋の各事業において海外展開をさらに積極的に推進します。

### (3)経営基盤強化

社是の価値観の再確認と多様な人材獲得・育成、ガバナンス強化ならびに社員にとって働きやすい職場環境整備などの経営基盤強化を行います。

コーポレート・ガバナンス強化による取組みについて

当社は、将来にわたり企業価値を向上し社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役11名(うち社外取締役2名)により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、役付取締役で構成する常務会を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。

この他、代表取締役社長および各部門の責任者で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は、平成29年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

また、当社は代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として役付取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令等遵守の啓発活動を実施しております。

## (3) 本プランの概要

### 対象となる大規模買付等

本プランは以下の( )または( )に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

- ( ) 当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
- ( ) 当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株式等の株式等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### ( )買付者等の概要

- (イ)氏名または名称および住所または所在地
- (口)代表者の役職および氏名
- (八)会社等の目的および事業の内容
- (二)大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
- (ホ)国内連絡先
- (へ)設立準拠法
- ( ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当 社の株式等の取引状況
- ( ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

### 「本必要情報」の提供

上記 の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記 ( )(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- ( ) 買付者等およびそのグループ(共同保有者(注10)、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。)
- ( )大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- ( ) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ( )大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- ( )大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ( ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ( )大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る 利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社は、当社取締役会が買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、 提案の概要および本必要情報の概要ならびにその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であ ると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社は、当社取締役会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の( )または( )の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

- ( )対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- ( )その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記( )( )いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会および独立委員会規程に従い、当社社外取締役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる合理的な理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社は、当社取締役会がこれらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

### (4) 大規模買付行為に対する対抗措置の発動および停止等

### 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことといたします。本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

### 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、( ) 買付者等が大規模買付等を中止した場合または( ) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。

### (5) 株主および投資家の皆様への影響

本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

### 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

### 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要でございます。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認下さい。

### (6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成30年3月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間といたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- (注) 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を 含みます。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、( )において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
  - 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じ とします。
  - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみな されると当社取締役会が認めた者を含みます。以下、同じとします。

### (5)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億2千4百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

# 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,790,632	53,790,632	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	53,790,632	53,790,632		

# (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

# (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日~ 平成29年6月30日	-	53,790,632	-	6,911,700	ı	6,039,545

# (6)【大株主の状況】

平成29年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
小林産業株式会社	大阪府大阪市西区南堀江2丁目7-4	5,293	9.84
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目5-5 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	2,490	4.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,165	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,574	2.92
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	1,388	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,373	2.55
岡部 和子	東京都江東区	1,004	1.86
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿 6 丁目27 - 30)	927	1.72
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	909	1.69
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	870	1.61
計	-	17,998	33.46

<sup>(</sup>注)上記のほか、自己株式が3,864千株あります。

# (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	1	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,864,800	-	-
完全議決権株式(その他) (注)1	普通株式 49,913,300	499,133	-
単元未満株式	普通株式(注)2 12,532	-	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	53,790,632	-	-
総株主の議決権	-	499,133	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式98,200 株 (議決権の数982個)が含まれております。
  - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 岡部株式会社	東京都墨田区押上二丁目 8番2号	3,864,800	-	3,864,800	7.18
計	-	3,864,800	-	3,864,800	7.18

(注) 株式付与ESOP信託口が保有する当社株式98,200株は、上記自己株式等に含まれておりません。

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

# 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

## 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)および第2四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人大手門会計事務所による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】

# (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,694,593	25,431,962
受取手形及び売掛金	20,048,397	19,683,653
有価証券	500,000	-
商品及び製品	4,724,418	5,335,460
仕掛品	874,016	993,552
原材料及び貯蔵品	1,411,755	1,739,933
その他	1,017,724	864,075
貸倒引当金	25,767	28,621
	51,245,139	54,020,016
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,744,807	8,948,541
機械装置及び運搬具(純額)	3,369,792	3,751,850
土地	3,529,121	3,757,263
その他(純額)	1,307,706	1,938,748
有形固定資産合計	16,951,428	18,396,403
無形固定資産 無形固定資産		
のれん	305,971	293,884
その他	375,876	350,499
無形固定資産合計 無形固定資産合計	681,847	644,384
投資有価証券	8,581,193	8,276,281
その他	4,592,267	4,510,857
貸倒引当金	154,042	179,920
	13,019,419	12,607,217
	30,652,695	31,648,004
是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		·
社債発行費	21,504	19,891
·····································	21,504	19,891
	81,919,339	85,687,912

		(
	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,387,368	4,544,513
電子記録債務	8,217,219	8,238,624
短期借入金	453,078	1,851,901
未払法人税等	1,742,437	575,218
賞与引当金	72,422	99,339
その他	3,700,897	3,587,724
流動負債合計	17,573,424	18,897,321
固定負債		
社債	1,000,000	1,000,000
長期借入金	8,338,000	8,306,000
株式給付引当金	-	7,412
退職給付に係る負債	1,675,377	1,675,106
資産除去債務	40,167	40,340
その他	1,887,595	2,138,962
固定負債合計	12,941,140	13,167,821
負債合計	30,514,565	32,065,143
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,911,700	6,911,700
資本剰余金	6,039,545	6,062,754
利益剰余金	39,694,256	40,374,886
自己株式	2,693,524	2,716,734
株主資本合計	49,951,977	50,632,606
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,992,179	2,475,703
為替換算調整勘定	505,554	536,293
退職給付に係る調整累計額	33,827	21,834
その他の包括利益累計額合計	1,452,797	2,990,162
純資産合計	51,404,774	53,622,768
負債純資産合計	81,919,339	85,687,912

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

# 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	30,355,983	28,857,687
売上原価	22,427,791	20,756,448
売上総利益	7,928,192	8,101,239
販売費及び一般管理費	1 5,981,986	1 6,005,363
営業利益	1,946,205	2,095,876
営業外収益		
受取利息	15,563	11,192
受取配当金	55,223	65,374
スクラップ売却益	16,267	34,055
その他	63,011	44,250
営業外収益合計	150,066	154,872
営業外費用		
支払利息	48,971	26,243
為替差損	20,375	51,884
訴訟関連費用	-	32,314
その他	19,441	25,036
営業外費用合計	88,788	135,478
経常利益	2,007,483	2,115,269
特別利益		
固定資産売却益	479	598
投資有価証券売却益	<u> </u>	2,154
特別利益合計	479	2,752
特別損失		
固定資産処分損	2,822	10,073
事務所移転費用	6,170	-
工場移転費用	-	31,309
その他	-	4,965
特別損失合計	8,992	46,348
税金等調整前四半期純利益	1,998,971	2,071,673
法人税、住民税及び事業税	846,113	801,232
法人税等調整額	11,933	8,119
法人税等合計	834,179	793,113
四半期純利益	1,164,791	1,278,560
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,164,791	1,278,560

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

		( , ,
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純利益	1,164,791	1,278,560
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	326,923	483,523
為替換算調整勘定	1,049,684	1,041,847
退職給付に係る調整額	15,638	11,992
その他の包括利益合計	1,360,969	1,537,364
四半期包括利益	196,178	2,815,924
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	196,178	2,815,924

		(丰位:111)
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
税金等調整前四半期純利益	1,998,971	2,071,673
減価償却費	881,251	710,281
賞与引当金の増減額( は減少)	27,579	26,917
貸倒引当金の増減額( は減少)	30,617	25,884
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	55,019	17,448
受取利息及び受取配当金	70,787	76,566
支払利息	48,971	26,243
固定資産売却損益( は益)	1,325	6,242
売上債権の増減額( は増加)	2,948,377	499,743
たな卸資産の増減額(は増加)	767,975	744,927
仕入債務の増減額( は減少)	842,659	1,138,475
その他の流動負債の増減額(は減少)	21,697	315,545
未払消費税等の増減額( は減少)	343,134	247,880
その他	110,819	146,099
小計	4,725,106	3,915,180
法人税等の支払額	1,021,596	1,893,263
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,703,509	2,021,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	127,640	-
有価証券の償還による収入	-	500,000
有形固定資産の取得による支出	1,937,556	1,847,413
無形固定資産の取得による支出	12,833	30,499
投資有価証券の取得による支出	-	200,000
投資有価証券の償還による収入	-	200,000
投資有価証券の売却による収入	-	1,001,470
子会社株式の取得による支出	30,000	-
保険積立金の積立による支出	92,256	52,038
保険積立金の払戻による収入	13,650	168,801
利息及び配当金の受取額	68,052	91,591
その他	13,017	77,953
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,850,285	90,135
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,466,600	3,557,488
短期借入金の返済による支出	3,073,208	3,170,645
長期借入れによる収入	1,250,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	2,298,000	48,000
配当金の支払額	612,795	597,295
利息の支払額	55,528	26,602
その他	72,582	103,694
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,395,515	611,250
現金及び現金同等物に係る換算差額	146,584	194,336
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	311,124	2,737,368
現金及び現金同等物の期首残高	14,445,204	22,694,593
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 14,756,328	1 25,431,962

#### 【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

### (税金費用の計算)

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

#### (追加情報)

### (繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1 四半期連結会計期間から適用しております。

### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は平成29年2月14日開催の取締役会において、当社および当社グループ会社従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画意識を促し、かつ従業員の福利厚生制度の拡充を目的とし、自社の株式を従業員に交付する制度である信託型の従業員インセンティブプラン「株式付与ESOP信託」の導入を決議いたしました。

### (1)取引の概要

本制度では、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託、(以下、「ESOP信託」)と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、ESOP信託が取得した株式を、予め定める株式給付規定に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し交付するものであります。

本制度に係る会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

### (2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当第2四半期連結会計期間における帳簿価額および株式数は、89,951千円、98,200株であります。

### (四半期連結損益計算書関係)

### 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額はつぎのとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
従業員給与及び手当	1,695,478 千円	1,586,677 千円
賞与引当金繰入額	73,616 "	74,151 "
退職給付費用	107,936 "	116,195 "
貸倒引当金繰入額	440 "	26,517 "

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

### 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金	15,364,522 千円	25,431,962 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	608,194 "	-
現金及び現金同等物	14,756,328 千円	25,431,962 千円

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

### 1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	611,488	12.00	平成27年12月31日	平成28年 3 月31日	利益剰余金

# 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間 末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年7月28日 取締役会	普通株式	611,488	12.00	平成28年 6 月30日	平成28年9月5日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

### 1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	597,930	12.00	平成28年12月31日	平成29年 3 月31日	利益剰余金

# 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間 末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年7月27日 取締役会	普通株式	748,886	15.00	平成29年 6 月30日	平成29年9月4日	利益剰余金

<sup>(</sup>注) 配当金の総額には、株式付与 ESOP信託口が、基準日現在に保有する当社株式98,200株に対する配当金1,473 千円を含んでおります。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						四半期連結 損益計算書
	建設関連 製品事業	自動車関連 製品事業	ホテル事業	その他の 事業	計	調整額	計上額(注)
売上高							
外部顧客への 売上高	22,746,754	4,666,073	2,422,569	520,586	30,355,983	-	30,355,983
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	1,277	-	1,277	1,277	-
計	22,746,754	4,666,073	2,423,846	520,586	30,357,261	1,277	30,355,983
セグメント利益又は 損失( )	1,606,039	507,424	136,672	30,585	1,946,205	1	1,946,205

- (注) セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。
  - 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

		報告セグメント			四半期連結 損益計算書	
	建設関連 製品事業	自動車関連 製品事業	その他の 事業	計	調整額	計上額(注)
売上高						
外部顧客への 売上高	23,925,969	4,570,799	360,918	28,857,687	-	28,857,687
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1	-	-	-	-
計	23,925,969	4,570,799	360,918	28,857,687	-	28,857,687
セグメント利益又は 損失( )	1,721,689	450,185	75,999	2,095,876	-	2,095,876

- (注) セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。
  - 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。
  - 3 報告セグメントの変更に関する事項 ホテル事業は前連結会計年度において事業譲渡を行ったため、報告セグメントから除いております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	22円86銭	25円66銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	1,164,791	1,278,560
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(千円)	1,164,791	1,278,560
普通株式の期中平均株式数(株)	50,957,359	49,827,550

- (注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりませ h.
  - 2 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託口に残存する自社の株式は、1株当 たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成29年7月27日開催の取締役会において、平成29年6月30日現在における株主名簿に記載または記録された株 主につぎのとおり中間配当金を支払うことを決議しました。

1 中間配当による配当金の総額

748,886千円

2 1株当たりの金額

15円

3 支払請求の効力発生日および支払開始日 平成29年9月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月9日

## 岡部株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 大手門会計事務所

指定社員 公認会計士 武川 博一 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村 尋人 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている岡部株式会社の 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年 6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸 表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、岡部株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。